

監 第 5 7 号 の 5
令和5年12月11日

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様
上山市農業委員会長 木 村 辰 也 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 農業委員会事務局

4 監査期日 令和5年11月22日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和5年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

高齢化等の進展により農業を取り巻く課題は増す中で、地域の農業施策を担う農業委員会の果たす役割は大きい。農地法の改正により、農業参入者の増加や農地の効率的な利用が期待されるが、地域の実情を捉えた情報の収集・提供や農業者への指導等の最適化活動をより一層推進し、新たに選任された委員とともに本市の農業の活性化に努められたい。